

A. 就学相談 (昭和54年度4月~1月)

I君(小1) 4月10日 I小仮入学

重婚になるため、出生届ができなかった。

4人兄弟で、前夫との子(姉)はI中学1年で籍はあるが、2人の弟も入籍できる状態でない。

I君と2人の弟の就籍のため、家庭裁判所へ親子関係不存(前夫に対して)の申し立てをし、現在(1月)なお調停中である。

昨年の暮れ、学務課からの通報で家庭訪問した時、母親はI君を一年遅れでI小学校へ入学させると言っていたが、4月9日になってI君の入学の出来ないのを知って、その日、3人の子どもを連れて相談に来られた。

学務課へTELし、4月10日付けでI小学校へ仮入学した。今後ともI君兄弟の就籍相談にのることになる。

N子(小1) 5月11日 I小仮入学

父子家庭。現住所に住居登録せず、父親がN子の生年月日を一年間違えていた。父親はノミ行為をして生計を立てている。

2,3年前まで見相に一時保護されていたN子を父親が引きとってあいりん地区へ連れてきた。

見相での調べで、兄が施設に入所されているのが判る。

学務課と協議してI小学校へ一年遅れで仮入学する。

K子(小6) 5月1日 相談

K旅館の帳場からの就学相談。父子家庭。

この春休み、北海道からあいりん地区へ連れて来たが、父親は覚醒剤取締法違反で検挙され、K子は父親の友人に預けられていたが、西成憲と見相の協議で養護児童扱いとして2日付で一時保護される。

K君(小6) 9月29日 I小仮入学

H荘の管理人からの連絡。母子家庭。

9月28日横浜から母親とK君が父親から逃げて来る。K君はこの父親の実子でなく、出生直前に婚姻届して父親の籍に入籍

したらしい。

父親の浮気と飲酒が原因らしく、転出手続を済ましていた。母親とK君と学校側の協議で、I小学校へ転入学することになる。

U君(中2) 10月26日 入学

父子家庭。更生相談所(見相)から連絡。

昨年12月5日まで鹿児島県の中学に就学し、その後不就学。

小1~小3の間、父親の仕身(飯場まわり)の関係であいいりん地区を含めた地域の学校に通っていたこともあるが、不安定な生活を生み出す結果となって、不就学の状態になった。父親とU君の希望で学齢時の学年での就学に決める。

H君(小5) 11月21日 入学

母子家庭だが、内縁の夫がいる。学務課から連絡。

内縁の夫が服役中(昨年4月~8月)大垣市の母子寮から学校へ行ったさき、この5年間不就学であった。(昨年3月入籍)母親がオ2種オ3級の身体障害者で、父親の仕事も不安定だったことから不就学の状態を生んだようだ。

H君は発音不全の遅滞児であるが、母親の希望で入学が許可された。

A兄弟(長男中1, 長女小5) } 1月 入学

B君(小5)

A兄弟, B君とも両親がサラ金等の借金返済が出来ず、あいりん地区へ逃げて来たため、不就学になったケースである。

B君については3年間、あいりん地区内に隠れていた。

B. 事例] (一般校(H小学校)へ仮入学したMちゃん家族のアフターケア]

Mちゃん(小2)と実母と内縁関係の父親の3人家族。簡易宿泊所4畳住まい。

母親は在日朝鮮人で、Mちゃんの出産前まで外人登録手帳を持っていたが、その後紛失し、そのままにしていたためMちゃん

んが不就学となった。

1. 就学相談。H小学校へ仮入学。
2. 外人登録の再登録援助、出生届の援助(代筆) 法務局、検察庁へつきあう。

今年4月中旬ごろ、母親が来校して父親(内縁の夫)が入院して生活に困っているという相談をもって来る。

1. 父親の入院を確認し、生活保護申請への援助。福祉事業所と協議。
2. 母親の就学指導も行なう。

入院中の父親が神経的に異常となって南海線の踏み切りで電車にとび込むという自殺未遂事件を起こし、浅香山病院へ入院。

1. 病院訪問
2. 母親の保護義務者としての申し立て手続のため、保健所、家庭裁判所へ同行。
3. 福祉事業所と協議。

9月下旬、父親は浅香山病院を退院して、12月現在生活保護を打ち切って生計を成り立たせている。

1. 生活館への入所相談を勧める。

しかし、生活館の受け入れが悪く、母親はまた酒を飲み始め、父親も仕事にあまり行かない状態になっている。

1. 時々、家庭訪問をするだけで、今のところ、Mちゃんの両親にがんばってもらえないのである。

[見相からの依頼]

9月、高速道路高架下で野宿している父子家族(兄弟2人)を見つけたら知らせしてほしいという依頼。

1. 連絡のあった翌日、子ども会で遊ぶその兄弟を見つけ、見相にTEL。

この兄弟はPM6:00に天王寺動物園入口にて父親と合約約束をしていたので、見相のワーカーと待ち、父親に会って相談する。父親が働いて部屋がとれるまで一時保護することになる。

12月現在 不就学(小1)であった兄はK小学校へ仮入学している。

[あいりん地区へ家出して来た中3のS君に対するアプローチ]

5月半ば、新今宮の生徒Dから非行問題に関する労働者の部屋に中3で学校へ行ってない子の居るのを聞く。

5月31日、あいりん地区内でその生徒に出会い、家佐野のT中学校に在籍していることが判り、T中学校へ知らせると、T中学校では保護願いを出して3週間になるということであった。PM6:00、T中学校の生徒、担任、その生徒S君の兄、それに、T校区の子ども会のリーダーと会い、協議してS君の泊まる部屋へ担任とS君の兄との3人で行くことになった。その部屋にはS君だけが居て、その労働者は不在であったが、S君を連れ帰えることになった。S君を泊めていた労働者とはT中学が話し合うことになる。

この10月にも、S君が家出してその労働者のところに泊まり、T中学校からの連絡で、その労働者に会って確認する。

S君の家庭も母子家庭で、継父が居て母親とS君とがうまく折り合いが合わぬことと、S君の幼児時代、あいりん地区内に住んでいたことが原因でS君の家出と不就学(長欠)を生み出しているようだ。

文責 新今宮小中学校
ワーカー(非単勤嘱託)
園 繁 樹

就学相談 (昭和54年度)

小2	男	内縁父母	4月	未就学 (1年)	校区
小2	女	父子	5月	未就学 (1年)	校区
小6	女	父子	5月	不就学 (20月)	見相 (一時保護)
中3	男	母子	5月	不就学 (家出)	在籍校 (他外)
小6	男	母子	9月		校区
小1	男	父子	9月	不就学 (20月)	見相 (一時保護)
中2	男	父子	10月	不就学 (1年)	新今宮中
小5	男	内縁父母	11月	不就学 (4年半)	新今宮小
小2	男	内縁父母	12月	不就学 (30月)	校区
小5	女	} 父子	1月		新今宮小中
中1	男				
小6	男	父子	1月	不就学 (3年)	新今宮小
小5	男	母子	2月	長期欠席	在籍校 (他外)

* 新今宮小中学校への入学は 不就学期間の長い子どもを対象に考えている。

小学生低学年については、現在の在籍状況と、集団教育に重視し、校区の学校への入学を勧めている。

生活相談

53年度	54年度
a. 就籍のための諸相談	a. 就籍のための諸相談
b. 住民登録 (転出・転入)	b. 住民登録 (転出・転入)
c. 不登校・窃盗生徒への対応	c. 不登校児童、生徒への対応
d. 住居 (市営) 入居申請援助	d. 住宅入居申請援助
e. 子どもの病気、父の右意のための医療機関へ連絡援助	e. 子どもの病気、父の交通事故による医療相談 (福神新)
f. 生活保護停止に対して相談	f. 生活保護申請との相談
g. 居住場所を失ったの相談 (見相へ一時保護)	g. 月払いアパートの転宅
h. 簡易宿所から月払いの転居	h. 溺災の相談
i. 外人登録証の再登録援助	i. 母親の医療相談
j. 学災手続相談援助	j. 転学相談
k. 転学相談	k. 生活館入居相談
l. 独居状態に置かれた子どもの相談 (見相へ連絡)	l. 母親の精神病院入院での相談
m. 生活館入居相談	m. 生活保護停止後の相談
n. 酒乱の内縁の夫から逃げたいという母娘の相談 (見相へ連絡)	n. 卒業生のPTA-UP
	p. 母親の身体障害者福祉年金の交付手続援助

新合宮小中学校の在籍状況 (553, 554)

学年級	4月		5月		10月		12月	
	男	女	男	女	男	女	男	女
小3	0	1	0	1	0	1	0	0
小4	1	0	1	0	1	0	1	0
小5	0	1	0	1	1	0	1	0
小6	0	0	1	0	1	1	1	1
小計	1	2	2	2	3	2	3	1
中1	1	1	1	1	1	1	1	1
中2	1	0	1	0	1	0	1	0
中3	3	1	3	1	3	1	3	1
小計	5	2	5	2	5	2	5	2
合計	6	4	7	4	8	4	8	3
	10		11		12		11	

転入 2名

転出 1名

小6の女子は10月より帰学。

小3の女子は12月に転出

(地区外転居)

学年級	4月		10月		11月		1月	
	男	女	男	女	男	女	男	女
小5	1	0	1	0	2	0	2	1
小6	1	0	1	0	1	0	2	0
小計	2	0	2	0	3	0	4	1
中1	1	0	1	0	1	0	2	0
中2	1	1	2	1	2	1	2	1
中3	1	0	1	0	1	0	1	0
小計	3	1	4	1	4	1	5	1
合計	5	1	6	1	7	1	9	2
	6		7		8		11	

転入 5名

転出 0名

4月1日 中学進学に

おいて 校庭の学校へ

女子1人入学。

(地区外転居)